



長野県報

4月27日(月)
令和2年
(2020年)
第101号

目 次

告 示

長野県県税条例に基づく申告等の期限の到来（税務課） 1

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（5件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室） 1
土地改良区の定款変更の認可（4件）（農地整備課） 4
土地改良区連合の定款変更の認可（農地整備課） 5
土地改良区役員の就退任の届出（4件）（農地整備課） 5
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課） 6
特定調達契約に係る一般競争入札（学びの改革支援課） 6

告 示

長野県告示第223号

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、条例第69条の13第1項第2号に掲げる自動車の同条第2項の規定による自動車税の種別割（条例第69条の10第2項に規定する証紙徵収の方法によるものを除く。）の減免に係る申請（その期限が令和2年4月1日から同年6月29日までの間に到来するものに限る。）については、その期限を令和2年6月30日とします。

令和2年4月27日

長野県知事 阿部 守一

税務課

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友三本柳店

長野県長野市三本柳東2-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)